

平成20年3月4日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

株式会社レオパレス21
代表取締役 北川 芳輝



回答書

貴団体の平成20年2月29日付文書受領致しました。

貴団体は平成20年2月1日付「申入書」をもって、消費者契約法12条第3項にもとづいて訴訟外の差止請求を実施したと御主張されております。しかしながら、弊社は貴団体の平成19年10月2日付「お問い合わせ」に対して誠実に検討し、前回答書でも触れております様に、当時、改訂作業中であった契約書につきましては、平成19年12月21日をもって約款の改訂（以下「本件改訂」といいます）を行い、同日以降は改訂後の約款（以下「新約款」といいます）を用いてお客様との契約を締結しております。従って、貴団体の称する差止請求の対象たる約款は現在存在致しません。

従いまして、今後貴団体との建設的な議論を進める為にも、僭越ながら、新約款の添付を致しました。

そもそも貴団体は上記「お問い合わせ」を送付したのみで、弊社の平成19年10月12日付の回答書を受領後も何の連絡もなく、弊社としましては、これで御納得頂けたものと考え、同回答書の趣旨に従って所要の約款の改訂を行ったものです。

ところが、その後3ヶ月以上たった平成20年2月1日にいきなり、申入書を送付され、その内容も平成19年10月2日のものとは異なるものであります。すなわち、貴団体は上記「申入書」において、平成19年10月2日付「お問い合わせ」には記載されていない新たな主張を追加されているのです。弊社としましては貴団体のこうした対応に大変困惑しております。

弊社は、上記「申入書」に対する回答について、貴団体は勿論の事、お客様に対して弊社のサービスをより理解して頂く機会であると考え、真摯に取り組んでいる最中でございます。しかしながら、貴団体は回答期限を一方的に通知する反面、上記「申入書」において法的に疑問のある新たな主張を追加しているものであるため、回答には相応の期間が必要となって

参ります。

従いまして、弊社は、貴団体に対して、今般回答期限を3月末日とする申入れを致しました。

弊社は新約款の各条項いずれも適法と考えておりますが、お客様の利益をより大きくし、弊社のサービスをよりよく理解していただく為に新約款の改訂も視野に入れ、検討を進めております。

弊社は、創業以来、お客様の利益を第一に考え、より良いサービスを提供するために日々努力を重ねて参りました。前述のとおり、貴団体の「申入書」に対する回答も、貴団体はもとよりお客様に対する回答であるとも考えておりますので、今後とも十分に検討を重ね、回答致したいと考えております事を、御理解下さいます様、お願い致します。

尚、貴団体より御提示頂きました、「前向きな話し合いの場」につきまして、弊社といたしましても、弊社の回答骨子を携えた上で、貴団体との有益な協議の場を設けさせて頂く事が重要と考えております。

以上